

農機具の型式検査について

1 検査の概要等

(1) 根拠

農業機械化促進法第6条に基づき実施。ただし、強制検査ではなく農機具メーカー等の依頼により任意で行われるもの。

(2) 目的

農機具の作業能率、作業精度、安全上の構造、長時間使用した場合の耐久性などの性能を明らかにすることによって、安全で優れた農機具の普及を促進し、もって農業経営の改善に資する。

(3) 検査の実施者

(独)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という）で実施。ただし、検査の対象となる農機具の種類、検査の主要な実施方法及び基準は農林水産大臣が定めることとされている。

(4) 検査方法

型式ごとに通常製造されたものから抽出された代表機について検査を実施し、基準に適合するものを合格型式とする。検査依頼者は合格型式の農機具に「検査合格証票」を添付することができることとされている。



(5) その他

国は検査合格型式の周知・普及を図るため、

- ①型式名、検査成績の概要等を公示するとともに都道府県・関係団体に通知、
- ②国の補助事業等によって導入される機械は、型式検査合格機等から選定するよう指導する旨の通知（「補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について（農林事務次官依命通知）」）を发出等の対応を実施。

2 検査の対象機種

- (1) 検査の対象となる農機具の種類は、毎年度、農業機械化審議会の意見を聞いて農林水産大臣が定めることとされている。
- (2) 対象機種は、平成6年の農業機械化審議会検査部会で決定された「農機具型式検査の対象機種選定の考え方」に則して選定。
- (3) 平成18年度の対象機種は、以下の10機種
 - ①トラクター（乗用型）
 - ②田植機（乗用型）
 - ③野菜移植機
 - ④動力噴霧機（走行式）
 - ⑤スピード・スプレーヤー
 - ⑥コンバイン（自脱型）
 - ⑦コンバイン（普通型）
 - ⑧ポテト・ハーベスター
 - ⑨ビート・ハーベスター
 - ⑩農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

3 検査の実施方法・基準

- (1) 検査の主要な実施方法・基準は対象機種ごとに定められており、新たに定める場合又は変更する場合は、農業機械化審議会の意見を聴いて、農林水産大臣がこれを行うこととされている。
- (2) 実施方法・基準で定められる主要な検査項目は以下のとおり。
 - ① 構造(機構、主要寸法、質量、装備等)
 - ② 安全性(安全装置の装備状況等)
 - ③ 機関排出ガス性能
 - ④ 作業性能(PTO性能、けん引性能、作業能率・精度、燃料消費率等)
 - ⑤ 取扱性(取扱の難易、視認性、騒音・振動等)
 - ⑥ 耐久性(連続運転時による摩耗・故障、防じん・防水性等)
- (3) なお、平成18年度において、①検査項目の一部について依頼者データを活用できることとすること、②機関排出ガス性能試験について他の試験機関等への委託も可能とすること、③公道を走行しない農機具について排出ガス成分の確認ができるようにすることを内容とする方法・基準の変更を実施。

4 検査成績の公表等

生研センターは、検査成績を検査基準に照らして合格・不合格を決定し、検査の依頼者にその通知を行う。

検査の依頼者は合格した型式の農機具に検査合格票を付することができる。

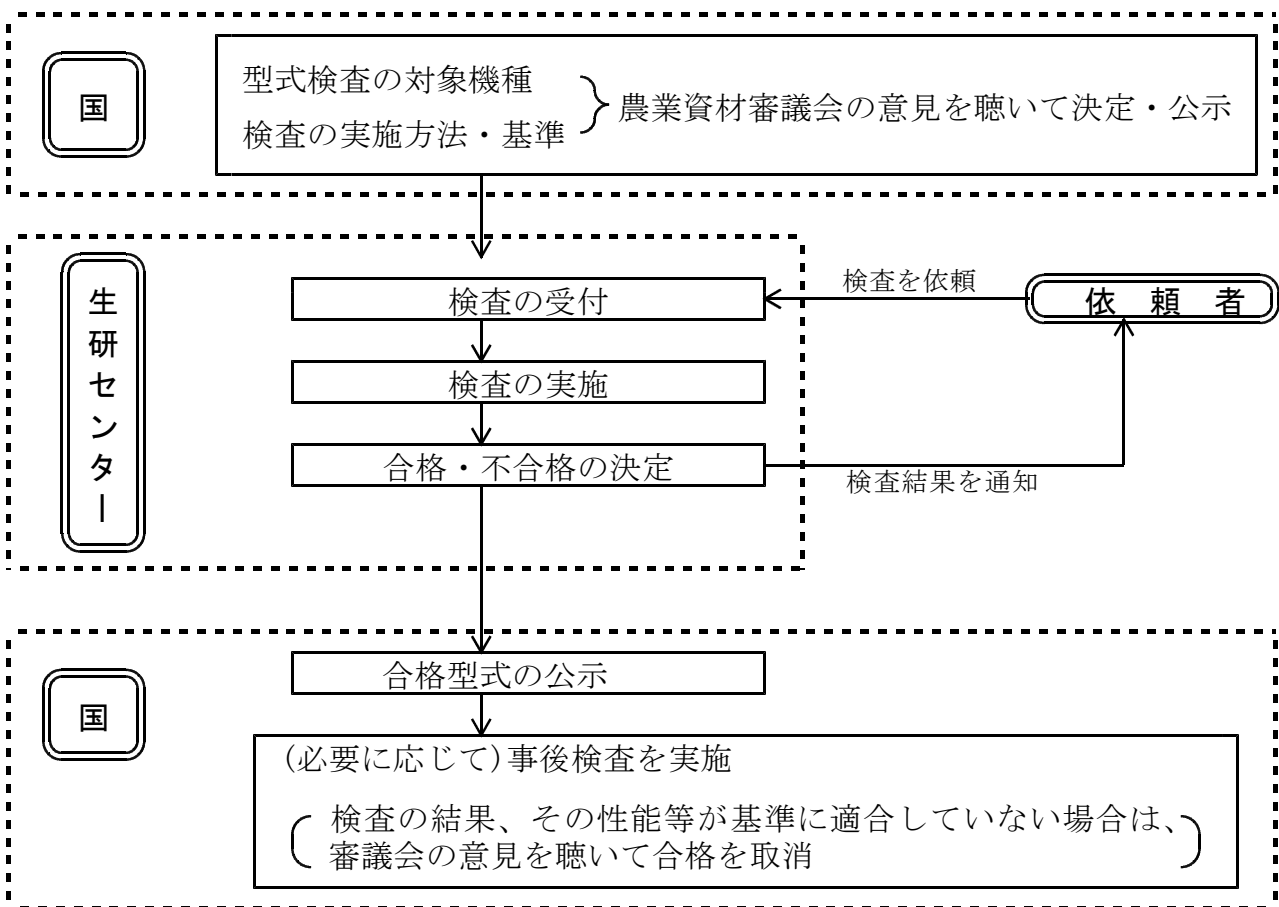
また、生研センターは合格した農機具の型式名、検査成績の概要及び依頼者の名称、合格番号を国に報告する。国は、報告を受けた内容を公示するとともに、都道府県等に通知する。

5 事後検査

国は、検査に合格した型式の農機具が検査当時の性能等が確保されていることを確認するために必要に応じて事後検査を行うことができる。

事後検査の結果、農機具の性能等が検査基準を満たしていないことが、確認されれば、合格の決定を取り消すことができる。

農機具型式検査の流れ



(参考1)

農業機械化促進法(昭和28年法律第252号) (検査関係抜粋)

(検査)

第六条 国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

- 2 前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査(以下「型式検査」という。)及びその成果を確保するための事後の検査(以下「事後検査」という。)とする。
- 3 型式検査の実施は、研究機構に行わせるものとする。

(型式検査)

第七条 農林水産大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農機具の種類を定めて公示しなければならない。

- 2 型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農機具につき、型式検査を依頼する者(本邦内に住所又は居所(法人にあつては、営業所。以下同じ。)を有しない者を含む。以下「依頼者」という。)が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易(以下「性能等」という。)について行うものとする。
- 3 型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林水産大臣が定める。
- 4 農林水産大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 5 型式検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたもののうちから抽出されたものでなければならない。

(意見聴取)

第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定めるとき。
- 二 第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更するとき。
- 三、四 (略)

